

本間組ノ人事問題ニ容喙スルノ権限ナシトテ拒絶其後如藤
等ハ本間組トノ直接交渉ヲ嫌忌シ再三會社ト交渉スルトコ
ロアリタルカ同様ノ拒絶ヲ受ケ米夕纏リタル結果ナシ
七. 経過

一. 勞働者側

ノ十月十七日日本間組並全芝浦ノ勞働者諸君トト顯スル宣
傳ビラヲ本間組従業員其ノ他ニ撒布セリ
之. 同月十八日本間組並會社及會社重役安田繁三郎・大橋新
太郎・大谷登・與良琢磨方附近ニテ勞働者ノ生血トす
テ近海郵船ト本間組モ心ツツケラレト顯スルビラヲ貼
撒布セリ
三. 同日午後八時三十分ヨリ別報ノ通り排同本部ニ於テ各友
誼團體會合シソウエトト派遣代表敵首及反對斗争委員會
ヲ開催委員ヲ設ケ積極的ニ應援抗争スルコトニ決議セリ

又. 自下爭議團ニアリテハ芝區神明所四ノ番地排同本部ニ止
宿同所ヲ本部トシ執拗ニ抗争スルノ意圖ニアリ

二. 事業主側

事業主側ニアリテハ他従業員ニ何等勸搖ナマフ以テ絶對ニ
要求ヲ拒絶スルノ意圖ニアリ態度極メテ強硬ナリ

右及申(通)報候也